

## 平成 31 年度 第 1 回 北区自治協議会 議事概要

**日 時** 平成 31 年 4 月 18 日 (木) 午後 1 時 30 分から

**会 場** 豊栄地区公民館 2 階 大講堂

### **出席者 委員**

神田征男委員、神田恭之委員、赤間委員、松田委員、五十嵐委員、本間藤雄委員、阿部勝幸委員、原委員、山賀委員、清水委員、樺山委員、工藤委員、黒川委員、小池委員、小林委員、澤委員、菅原委員、相馬委員、鶴巻委員、平松委員、藤沢委員、皆川委員、村山委員、渡邊委員、本田委員、阿部美恵子委員、中嶋委員、佐久間委員、本間久文委員 計 29 人

(欠席：梅津委員)

### **事務局**

#### **[北区役所関係]**

区長、副区長兼地域総務課長 (以下「副区長」)、区民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、北出張所長、北区農業委員会事務局長、北下水道分室長、消防局北消防署長、北区教育支援センター所長、豊栄地区公民館長、地域総務課長補佐 2 人、地域総務課員 5 人

**傍聴者** 3 人

## **内 容**

### **1 開会**

### **2 北区長あいさつ**

(区 長)

30 名の委員中、今回、9 名の方が継続、全体で 3 分の 2 の委員の方を変更させていただいたという形になります。前 6 期会長の倉島さんが、配布資料「第 6 期を振り返って」の中で「報告事項が多く、人数も多いため意見が出にくい。発言する委員の偏りをなくす方法はないのだろうか」と言われておりました。また、新潟市区自治協議会のあり方検討委員会では、自治協議会をいかに活発にできるかということを議論し、平成 30 年 3 月に提言を出しています。昨年 9 月に条例改正等を行い、新たな形での自治協議会の第 1 回目が、今回の第 7 期自治協議会でございます。その中で、例えば、議論を深める場である部会が自治協提案事業

に多くの時間を費やしすぎていて、議論を深める時間がないのだというご意見がありました。今までは委員の方にコの字になっていただいて、行政側と向き合う形でした。そうするとあまりにも遠すぎて議論が深められないというご意見をいただきました。ほかの区の状況を見ますと、やはり委員の中で一体となって議論を深めていただくため、このような席にさせていただきました。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、1号委員の方々には、地域の重要な課題もあると思います。2号委員公共的団体の皆様には、自身の団体の課題や、また地域の一員としての課題もあるかと思っています。できるだけ多くのご意見を皆さんが発言できるような環境づくりをこちらとしても努めていきたいと思っています。2年間、よろしくお願いいたします。

### **3 委嘱状交付**

### **4 自己紹介（各委員、所属長）（略）**

### **5 自治協議会について（概要説明）**

#### **(1)新潟市及び区自治協議会の概要について**

##### **地域総務課長補佐**

次第5自治協議会の概要について説明させていただきます。はじめに本庁の市民協働課より説明、続いて北区での取り組みについて参宮副区長よりご説明いたします。

##### **市民協働課課長補佐**

この北区自治協議会の事務局は北区地域総務課が担っておりますが、例えば全市共通の条例制度や、総合調整的な役割は、市民協働課で担っております。本日は、約3分の2の委員の方が替わられましたので、私から区自治協議会の設立趣旨や、概要、8区共通の事項につきまして、ご説明をさせていただきます。また、その後、事務局である北区地域総務課からこの区に即した具体的な内容を説明していただく予定です。

まず、資料「平成31年度区自治協議会新任委員研修 市民生活部市民協働課」の、区自治協議会の目的についてです。これは新潟市区自治協議会条例の第1条の文章であり、市民と市が協力して地域のまちづくり、その他の地域の課題に取り組み、住民自治の推進を図ることと記載してあります。この目的を達成するために市が設置している機関、組織が自治協議会です。ちなみにこの区自治協議会ですが、政令指定都市は全国に20市あり、このうち4分の3にあたる15市で、名前は違いますが、この区自治協議会と類似した趣旨の組織が

設置されています。本市では、平成 19 年、政令指定都市移行に合わせて 8 区すべてにこの区自治協議会を設置させていただきました。

それでは、なぜこの区自治協議会を設置する必要があったのか、その背景等については次のページになります。一つ目の理由が広域合併です。本市は、平成 13（2001）年 1 月 1 日に黒埼町と合併し、その後、平成 17 年に 13 市町村と合併、合計で新潟市を入れて 15 の市町村が合併し、広域的なまちづくりを推進してきました。一方で、合併により行政が広域化して、大きく遠くなる行政に対して、地域住民の声が行政に届きにくくなるのではないかとの懸念の声がありました。そのことから、各地域の住民の声を行政へ届け、八つの行政区を主体としたまちづくりを推進するために区を単位とした審議機関として、この区自治協議会を設置しました。

区自治協議会設置の二つ目の理由は、分権型政令市の推進です。本市は、広域合併から政令指定都市へ移行する中で、目指すべき都市像として、分権型政令市を掲げました。これは、区をメインステージとして、市民と協働でまちづくりを進めていくというまちづくりの基本的な考え方です。この都市像の実現に向けて、本市では政令市移行と同時に市内の全地域に働きかけて、コミュニティ協議会を設置するとともに、このコミュニティ協議会をはじめとした地域団体への支援等を行ってきました。また、区役所に通常の政令市よりも大きな権限と財源を付与し、地域と区役所を車の両輪のように、分権型政令市を推進してきたところで、これら地域の住民団体と区役所が車の両輪としてしっかりと協働、連携していけるよう、両者の橋渡しとなる要の機関といたしまして、この区自治協議会を設置しました。

この二つの理由、二つの役割を果たしていくために、本市では、平成 19 年の政令市移行に合わせて、各区に一つずつ、合計八つの区自治協議会を設置しました。

区自治協議会の概要についてですが、区自治協議会とは、市民と行政との協働による住民自治の推進を図るため、平成 19 年から各区に一つずつ設置されている市長の附属機関という位置づけです。法的根拠としては、新潟市区自治協議会条例及び新潟市自治基本条例でこの区自治協議会を位置づけています。

次に、委員構成についてですが、区自治協議会の委員構成は、原則として 30 人以内としています。ただし、人口 10 万人を超える区では、人口 1 万人を超えるごとに定員を 1 名増すことになっています。例えば、中央区ですと人口 18 万のため、定員は 38 名となっています。北区では、定員 30 名で運営いただいています。また、委員については、①コミュニティ協議会等から選出された委員。②区内の公共的団体等から選出された委員。③として有識者や公募による者など、区長が特に必要と認めた委員。この 3 区分により選出いただいています。各委員の任期は 2 年間、再任は可です。全体会議や部会への出席に対しては、

報酬として月額 3,000 円をお支払いさせていただいています。

続いて、一番重要なこと、区自治協議会の役割についてご説明させていただきます。区自治協議会に求められる役割は、大きく分けて二つあります。審議会としての役割と協働の要としての役割です。まず、審議会の役割とは、地域に根ざした区の総合的審議機関として、地域の声を区役所や市役所に届ける役割となります。具体的には、諮問・必須意見聴取と意見具申（建議）の二つになります。諮問・必須意見聴取とは、各区において区ごとのまちづくりの取り組みをまとめた区ビジョンまちづくり計画に対する意見や、区が所管する施設等の設置や廃止に対する意見。また、区役所が企画する特色ある区づくり事業に対する意見などに対して、区役所から諮問や意見聴取があった場合に、それに対して意見をとりまとめていただきまして、意見を述べること。これが審議会としての役割です。次に、意見具申（建議）につきましては、区役所や市役所からの諮問等がなくても、それぞれの自治協議会において自ら地域の課題や、その解決方法についてご検討いただき、区役所や市役所に意見や要望を述べていただく。これが意見具申に当たる部分です。この意見具申に関しては、これまで北区では、2 年程前、福島潟のラムサール条約登録推進に向けた要望書や、認知症対策・がん検診等受診率向上対策に対する提言書などを頂いております。

次に、二つ目の役割、協働の要の役割についてです。区自治協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民等の多様な意見の調整、とりまとめを行うとともに、行政と区民との協働活動をコーディネートする役割。これが協働の要の役割です。

区自治協議会の設置当初は協働の要といいますと、このような役割のみだったのですが、その後、活動を推進して担っていただいているうちに、近年ではここから派生した役割として、地域代表としての役割と実施主体としての役割も担っていただいております。地域代表の役割としては、区自治協議会での審議内容をそれぞれの地域団体等に持ち帰り、報告をしていただくこと。また、自らの地域の課題等を自治協議会の場に情報共有することなど、選出母体である地域団体を代表する立場としての役割があります。また、実施主体の役割としては、区自治協議会自ら事業を企画し、区役所とともに取り組みを展開する区自治協提案事業があります。また、区自治協議会の取り組みを区民に広く紹介していただくために広報紙を発行していますが、その広報紙の発行にも主体的に取り組んでいただいております。このように、区自治協議会委員の皆様には、まちづくりに向け、さまざまな役割を担っています。

次に、これまでの成果についてです。区自治協議会は設置から足かけ 12 年がたちました。これまで地域課題の解決に向けた事業実施につながった、あるいは地域課題の把握、共有ができた。区民の意識改革につながった。また地域人材の発掘ができた。区自治協議会の方々の中で横のつながりができたなどのさまざまな成果、効果を生み出しています。

次に、これまでの課題とあり方検討の検討についてです。区自治協議会は、平成 19 年の設立以降 12 年が経過しました。その間、さまざまな成果を生み出してきましたが、その一方でさまざまな課題が指摘されていたところです。地域や出身母体を代表した発言がなかなかできていないのではないかと、区自治協議会提案事業のこと、あるいは市からのさまざまな報告があまりにも多く時間がかかるために、なかなか自ら地域課題についての議論を深める場となっていないのではないかなど、さまざまな課題の声をいただきました。これを受け、市役所では、自治協議会委員経験者や、大学の先生と有識者で構成する「区自治協議会のあり方検討委員会」を平成 29 年度に設置し、また第 6 期区自治協議会委員の皆様からもご意見をいただきながら、制度の見直しに向けた検討を進めてまいりました。その結果、これからの区自治協議会は、「区自治協議会組織のあり方をこれまで以上に区の実情に合ったものにすべき」という結論をいただきました。それを踏まえ、市ではこの方向性に沿った運営を図るため、平成 30 年度に条例等を改正するとともに、各区自治協議会において、制度改正を踏まえた見直しの検討を進めていただきました。今年度は、その見直しを踏まえた新たな制度のもとでの新生区自治協議会の元年と言えらると思います。新たに委員になられた皆様、前期から継続され委員をお引き受けいただいた皆様には、これまでの委員の方々積み重ねてきた取り組みを土台とし、さらなる創意工夫を凝らしながら、地域課題の解決にご尽力いただければと考えています。

私からの説明は以上です。次のページ以降の特色ある区づくり予算としての区自治協議会にかかわる予算の関係。また市議会と区自治協議会との違いについて、関係法令等を掲載していますので後ほど、ご覧ください。

## **(2) 北区自治協議会の取り組み等について**

### **副区長兼地域総務課長**

北区研修資料 1「第 7 期北区自治協議会委員名簿」をご覧ください。

皆様方 30 名の委員のうち、第 6 期から引き続き第 7 期もお務めいただく委員の方々は 9 名。空白がある方も含めて、新たに委員となられた方が 21 名おられます。また、男女比、男性は 16 人、女性は 14 人となっております。

次に北区研修資料 2 をご覧ください。これは区自治協議会の概要、ただいまご説明いただきました市民協働課からの内容を簡潔にまとめたものです。後ほど、ご覧ください。

次に、北区研修資料 3「平成 31 年度北区自治協議会開催日程予定」でございます。毎月 1 回全 12 回を開催したいと考えております。原則は毎月第 3 木曜日 13 時 30 分からの開催となります。しかしながら 8 月はお盆期間を避け、第 4 木曜日の 22 日といたしますし、次回

第2回の5月と第9回の12月には、懇親会を予定していることから、開会時刻を15時に変更いたします。また、会場はこちらの豊栄地区公民館と北地区コミュニティセンターのいずれかになります。開催月により会場、開催時刻が変更いたしますのでご注意くださいと思います。

続いて、北区研修資料4「平成30年度北区自治協議会の議題について」です。これは平成30年度1年間の審議検討内容を示したものです。例えば、第3回、特色ある区づくり事業ですが、これは区の裁量で決定した事業を次年度の平成31年度に予算化するものです。北区では、今年度この特色ある区づくり事業に2,400万円、自治協議会提案事業として一定額500万円を加え、2,900万円を予算化しております。なお、当該年度の実施事業は、最終の第12回3月に事業評価書という形で評価します。今年度もこの特色ある区づくり予算の関係は適宜報告させていただきながら、令和2年度事業のとりまとめを、予算要求の時期に合わせて、最終的に第9回12月に行いたいと思います。

続きまして、北区研修資料5「北区自治協議会だより」です。本年3月31日に全戸配付しました。第6期の自治協議会がどのような活動をしてきたのか、写真を入れて具体的に書いてありますので、後ほどご覧ください。

最後に、北区研修資料6「北区自治協議会（第6期）を振り返って」。これは3月15日に行われた区自治協議会会長会議での市長への説明資料です。前会長の思いが詰まっておりますので、これも後ほどご覧ください。

## 事務局

ただいまの説明について、ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。

## 山賀委員

先ほど説明のあった中で、自治協議会のあり方の9ページ、区自治協議会の概要、役割ということの中に、諮問、あるいは意見具申というようなことがありました。私の2年間の記憶では、今までの主題は報告事項、議事の二つで提案されています。ここでは諮問ということになりますと、意味からすれば意見を尋ねて求める。当然、自治協議会として答申をするのだらうと思いますが、過去の議事の中で19と4に分けられていますが、諮問であるという意識は少ない面もあって、いわゆる皆さんでの審議が果たして本当になされたのかなというような疑問があるわけです。

何を言いたいかという点目は、ただ議事ではなくて、何かの表現で、これは強く諮問をし、答申を求めることであるとか、そのような説明も少し必要なのかなと感じております。

もう一点は、諮問についてです。今まで、自治協議会の審議結果というものは聞いていますが、答申された、あるいは我々自治協議会のほうで意見があったことに対して、どのようになされたのか。少し明確ではなかったのではないかという 2 点をお聞きします。

### 市民協働課課長補佐

ご意見ありがとうございます。この区自治協議会につきましては、先ほど、説明を省いた部分もあるのですが、そもそも区自治協議会が平成 19 年にできた当初は、合併直後ということもありまして、この区自治協議会に求められていた一番大きな役割というのが、合併建設計画の進行管理であり、それに当たってさまざまな意見聴取ですとか、諮問をさせていただいた。それについてお答えをいただくというのが一番大きな役割だったわけです。その後、合併建設計画も進み、10 年以上がたち、市役所から必須で諮問しなければならない項目が、9 ページのとおり、だんだんと減ってきています。その一方で、区自治協議会の皆様から主体的に活動していただいたり、ご議論いただくことがメインになってきております。実は昨年度の制度改正にあたり、市役所から区に直接関係のないような全市的な報告事項が多すぎる。区自治協議会に説明されても何も言うことはないことが多く、それに時間を取られて、実質的な地域課題に対する話し合いの時間がなかなか取れないというご意見もありました。その反省から区に直接関係のないような全市的な報告は、原則しない、その空いた分を皆様にご議論いただく時間に割いていこうというような形での改正をしました。今ほど、いただいたご意見は、区自治協議会から出した意見が、どのように反映されたか、取り扱われたかというフィードバックが十分ではなかったというご意見だと思います。その点については、そうであった部分も多々あるかと思しますので、今後、運用の中でいただいた意見に対して、きちんとフィードバックできるよう、北区をはじめ、各区と調整をしながら進めていきたいと考えております。

### 松田委員

この説明の一番はじめに、合併当初の理念として出されたのが分権型政令市であるという話で、それが現在もずっと引き続き、この理念は引き継がれていると理解してよいでしょうか。というのは、12 ページに、これまでの課題とあり方うんぬんというのが出ておりますけれども、この内容はあくまで委員の構えや姿勢、議論とか、その内容で、私たち委員のほうへの課題と出ています。私自身は今回で 3 期目になりますが、合併して 10 年を過ぎ、各区ごとの個性ある取り組みを尊重していくという本来の分権型政令市の考え方がだんだん薄れてきて、中央区、まさに市役所が中心になり、特色ある事業を削減、あるいは廃止し、平

準化する方向に市の行政が向かっているのではないかということ非常に懸念しております。具体的にいうと、例えば、この北区では、敬老事業というものを伝統的にずっとやってきました。今年度も引き続き、行われますが、それにかかる経費がこれまでは、開催した自治会でお祝いの会を開いた時、参加者には1,000円。参加しない人には500円という補助が出ていたものが今年度からなくなってしまいました。どんどんそういう形で縮減していくわけです。これはなぜかと聞いてみると、ほかの区ではあまりやっていないからと。この北区は他のところから見れば、その分のお金が相当かかっていると。こういうものは、将来的には恐らくなくしていく方向にいくのかなと。そうすると、例えば、一つの例ですが、分権型政令市という形で、私たちにいろいろなアイデアを持って、それぞれ区独自の事業も進めてくださいという話がありました。年間でおおよそ3,000万円。しかし、一つの事業に換算するとせいぜい2、300万円と微々たるものです。それで、もっと独自の事業を考えて、大いに活発にやってくださいと言うにすれば、あまりにも貧弱ではないのかということが、私の率直な4年間の感想でありました。そうしたことについて、今、担当課の本来の仕事でないのは分かるのですが、どのようにお考えなのか。まさに大きな市役所、小さな区役所にどんどん向かっているのではないかという印象があるのですがいかがでしょうか。

#### 市民協働課課長補佐

ご意見ありがとうございます。私個人といたしましても、敬老会の事業ですとか、地域独特の祭りなどの予算の見直しが行われているということは存じております。私は立場上、それぞれ個々の事業について、それがどうこうということができる立場ではありませんが、少なくとも市役所として分権型政令市、あくまでも行政のメインステージがそれぞれ区、地域だということに一切変更はありません。その中でも、財政も厳しい中、予算の見直しがなされているものもあるとは思いますが、特色ある区づくり事業や、その辺の予算が少ないのではないかとご指摘がありましたが、ソフト事業として各区のほうで独自に裁量を与えられている予算枠は、全国の政令市等も調べましたが、全政令市の中でもトップクラスにあるのではないかと、私どもでは思っております。予算枠を拡大するという事はなかなか難しいところがありますが、区自治協議会をはじめ、区役所のほうと協議、検討をしていただきまして、例えば、ある事業に集中的に取り組むとか、さまざま工夫しながら進めていただければと思っております。

#### 事務局

ほかにご意見、ご質問などございますか。ないようでございますので、次に、次第に従い



まして、本日の議事に入りたいと思います。本来、ここからの進行は、新潟市区自治協議会条例第9条に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますが、会長がまだ選任されていないため、地域総務課長でもある参宮副区長が行います。

## 6 議事

### (1) 会長・副会長の互選について

#### 副区長

議事(1) 会長・副会長の互選についてでございます。会長及び副会長につきましては、新潟市区自治協議会条例第5条で委員の互選により定めると規定されております。最初に会長の選任を行いたいと思います。どなたかご推薦ございますでしょうか。

#### 山賀委員

会長には葛塚中央コミュニティ協議会の松田さんをご推薦したいと思います。以下、理由を申し述べます。

松田さんは、皆さんご承知のように、非常に立派な経歴と高い見識を持っております。そしてこの2年間、北区自治協議会の副会長として私どもを牽引していただきました。なお、自治協議会の規則にはないようですが、よき慣例として会長・副会長は豊栄地区と北地区が交互に行ってきました。今年は豊栄地区が会長を務める順番のようです。そういったことを総合いたしまして、松田さんが会長に最適任だと思いますのでご推薦したいと思います。

#### 副区長

会長に松田正實委員との発言がございました。皆様方いかがでしょうか。それでは、第7期北区自治協議会会長には、松田委員と決定してよろしいでしょうか。拍手をもってご承認いただきます。

会長は松田委員と決定いたしました。

それでは、会長に選任されました松田委員には、会長席にお移りいただきたいと思います。

ここで、会長からごあいさつを頂きたいと思います。松田会長お願いいたします。

#### 松田会長

昨年まで副会長を仰せつかっていたという関係からでしょうか、今、山賀さんから身に余るご推薦の言葉がありましたが、私自身、中央コミュニティ協議会の自治会長を13年ほどやっております。地域活動には好んで取り組んでいますが、この会長という重責は初めてで

ございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

お金がないから縮減していくということは誰でもできるわけで、ないところをやりくりするのが行政の手腕だろうと私自身は思っております。先ほどの敬老事業ですが、先日、私どものコミュニティ協議会の役員で相談いたしました。行政のほうで500円カットするならば、私どもコミュニティ協議会で何とかやりくりして、今年度から300円ずつ独自で各自治会に補助しようという企画を考えているところです。さて、今回は3分の2の方が新しく委員としてご就任されました。私も5年前を振り返ってみますと、はじめのころは、何も分からず、発言もできませんでした。今年は皆さんが発言しやすいように、私の後ろ側に行政の皆さんが座っています。30の方が毎回、この全体会で発言したら半日たっても会議が終わらないかもしれません。活発な中でも、適宜やりくりもさせていただくことになろうかと思ひます。まずは大いに日ごろ感じていらっしゃること、新しい目線で、新しい感覚で、どうかこれから活発な協議会になりますことを皆さんにご期待申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

#### **副区長**

ありがとうございます。先ほど、本田補佐からも説明ございましたが、新潟市区自治協議会条例第9条により会長が議長を務めることとなっておりますので、これからの進行については、会長にお願ひいたします。

#### **松田会長**

それでは、副会長の互選の議事について進めさせていただきます。

最初に、副会長の定数についてお諮りしたいと思います。新潟市区自治協議会条例の施行規則第4条では、複数置くことができるとなっておりますけれども、これまでの慣例に基づいて、1名としてよろしいでしょうか。(拍手多数) ありがとうございます。異議なしということで、副会長は1名として互選を行います。どなたか推薦がありましたらどうぞ。

#### **赤間委員**

副会長に松浜地区コミュニティ協議会推薦の神田征男氏をご推薦したいと思いますですが、皆さんいかがでございましょうか。

#### **松田会長**

今、赤間委員から神田征男委員ということでご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(拍手多数) ありがとうございます。拍手多数、異議なしということで、副会長には神田征男委員として決定させていただきます。副会長となった神田さん、はこちらへお越しいただきたいと思います。

副会長からごあいさつをいただきたいと思いますので、神田副会長お願いいたします。

## 神田副会長

私は、今年初めてこの協議会に参加させていただきました。そんな私が今度は副会長というものを仰せつかい、委員の皆さんにすごく不安を与えるのではないかと思い、今、頭の中が真っ白で、どういう形で皆さんにごあいさつをすればいいかということが、今の私の状態です。こうやって選んでいただいたわけですので、松田会長のご指導、そして皆さんのご指導をいただきながらやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

## (2) 部会の設置について

### 松田会長

続いて、議事(2)部会の設置について審議したいと思います。この件について、事務局から説明をお願いいたします。

### 副区長

新潟市区自治協議会条例第10条により、区自治協議会には、委員の一部で構成する部会を置くことができるとされています。参考資料1「北区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱」をご覧ください。第2条第2項に表があります。第7期北区自治協議会においても、この表のとおり総務、地域づくり、福祉教育、自然文化の4部会を設置したいと考えています。4部会の構成員についてですが、表一番上の総務部会は、この要綱第3条第3項により、会長、副会長及びほか、総務部会以外の3部会長で構成することが定められています。また、第3条第1項により、自治協議会の委員は、総務部会を除くいずれか一つの部会に所属するとされています。議事資料1をご覧ください。希望反映後と書いてある皆様方のお名前が書いてある資料になります。各委員の皆様の所属部会については、各委員資格や男女比率に偏りが生じないように、勝手ながら事務局案を事前配付資料としてお示しさせていただきました。また、部会移動の希望があれば事務局までとお願いさせていただきました。ご覧いただいているものは、16日までにお聞きした変更のご希望を反映した内容となっています。第7期の部会について、参考資料1により4部会を設置し、議事資料1のとおり構成員とさせていただきますと考えております。

## 松田会長

この件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。ありませんか。特に質問、意見がないようですので、この件については4部会を設置して、資料どおりの構成員としてよろしいでしょうか。よければ、拍手でご承認ください。ありがとうございました。それでは、事務局より部会の今後の進め方などについて、補足説明をお願いいたします。

## 副区長

ありがとうございました。この全体会議の後、各部会に分かれていただき、部会長、副部会長を決めていただきます。各部会の会長に選出された方は、総務部会の構成員となります。自治協議会開催の1週間前にあたる原則毎月第2木曜日の午後になります。会長、副会長と3部会長による総務部会を開催いたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上で、部会についての補足説明を終わります。

## 7 報告事項

### (1) 令和元年度 区教育ミーティングの実施について

#### 松田会長

続きまして、報告事項(1)の令和元年度区教育ミーティングの実施について、北区教育支援センターの佐藤所長から説明をお願いします。

#### 教育支援センター長

私からは、今年度の教育ミーティングについて、お話をさせていただきます。その後に次第にはありませんが、追加の案件として、報告事項(2)、教職員の多忙化解消の取組みについて、教育委員会の学校支援課よりご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

報告資料1をご覧ください。本市では平成26年度から教育委員の担当区制を導入しております。区の特性や地域における実情を把握し、教育施策に反映できる体制づくりを目指すために、自治協議会の委員の皆様との意見交換、懇談の場として教育ミーティングを実施させていただきました。今年度におきましても実施にあたり引き続き、ご協力をよろしくお願い致します。

資料2枚目の「教育ミーティングの実施について」をご覧ください。担当する教育委員は資料に記載のとおり8名がそれぞれ二つの区に分かれて担当しています。今年度の北区の教育委員は、田中委員と渡邊節子委員です。この区担当教育委員の活動の場として、区教育ミ

ーティングと中学校区教育ミーティングの2種類のミーティングを実施しています。ミーティングの場において、市及び区の教育情報を委員の皆様にご提供させていただくとともに、皆さんとの意見交換、懇談を通して、区の実情や特性を把握し、市全体の教育の施策に活かしていきたいと考えています。

資料左側の区教育ミーティングをご覧ください。こちらは、自治協議会の委員の皆様と教育委員の懇談を行うものです。区教育ミーティングは、年2回開催で、1回目は6月から9月までの間、2回目は10月から翌年1月までの間で、自治協議会の会議や部会の開催日に合わせて約1時間ほどの日程で開催する予定です。参加者は、1回目はすべての自治協議会の委員の方を対象に開催し、2回目は教育を担当する部会を中心に開催したいと考えています。懇談のテーマについては、1回目の会議ではまず教育委員から今年度進める施策について、皆様に情報提供をさせていただき、ご意見をお伺いしたいと考えています。その後、事前に皆様と調整のうえでテーマを設定し、その現状や課題など、意見交換をさせていただければと考えています。テーマの設定については、後日照会をさせていただきます。2回目の会議では、設定したテーマについて、1回目の意見交換を踏まえ、課題への取り組み内容、成果などについて情報共有をしたうえで、意見交換をさせていただきたいと考えています。

資料右側と資料3枚目には、区担当教育委員のもう一つの活動である中学校区教育ミーティングの実施内容を記載しています。こちらは区担当教育委員が中学校区単位で行っている取り組みです。地域の皆様からはコミュニティ協議会の代表者の方々などからご参加いただきたいと考えております。3枚目の資料には、中学校区教育ミーティングの実施予定校をお示ししてあります。開催の折には、中学校区のコミュニティ協議会からご協力いただきますようお願いいたします。なお、第1回目の区教育ミーティングの日程につきましては、自治協議会の会長、部会長とご相談のうえ、決定したいと考えております。教育ミーティングの概要については以上です。

### 学校支援課課長補佐

本日は、現在、教育委員会で進めている学校における働き方改革、そして教職員の時間外における電話対応についてお話をさせていただきます。学校人事課と学校支援課で分担して、今日の北区を皮切りに自治協議会にてご説明申し上げます。カラー刷りのリーフレットの表紙をご覧ください。

これは一昨年まで南浜中学校の校長を務めていた、現在人事課の和泉管理主事が渾身の思いを込めて書いたものです。新潟市では、平成30年に第2次多忙化解消行動計画を策定し、すべての教職員が生き生きと子どもと向き合うために学校園、行政、保護者、地域が一体に

なった新潟市の働き方改革を推進しています。働き方改革は、学校だけの動きではなく、法律の改正を伴う国全体、社会全体の動きとなっていることはご存じのとおりです。リーフレットの裏面に前田教育長の言葉があります。社会の変化とともに学校への期待や要望、役割が増加かつ多様化し、現在、教職員の長時間勤務は看過できない状況になっております。教職員が日々の生活や教職人生を豊かにし、心身ともに健康であることは、よりよい授業、よりよい指導につながり、教育の質を高めるものだと考えています。また、質の高い教育を今後も持続可能なものとしていくためには、教職員の働き方を見直し、長時間勤務を縮減することが不可欠な状況です。子どもたちのために学校における働き方改革を進めていくためには、保護者や地域の皆様のご理解とご協力が必要です。各地域を代表する自治協議会の皆様におかれましては、この機会を通して学校における働き方改革につきまして、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

リーフレットの緑色のところ、左側に教職員の勤務状況が書いてあります。詳しくは後ほどご覧いただきたいのですが、教職員の時間外勤務が長くなっている状況が一番上の段に示してあります。学校行事がピークを迎える5月、6月、9月、10月、11月が特に長くなっています。中段ですが、部活動もあり、中学校の教職員の時間外勤務が特に長くなっています。さらに職位別に見ますと教頭や主幹教諭の時間外勤務が長くなっている状況です。右側のほうには、私たち働き方改革応援団として、市小中学校PTA連合会の皆さんやボランティア、地域の皆様からの応援メッセージを頂いています。さらに中を開くと、左側に教育委員会の取り組みがあります。まず、バランスの取れた勤務のための取り組みとして、勤務時間を出退勤管理システムにより、把握しています。それから、適正な退勤時刻を幼稚園・小学校・特別支援学校では夕方18時半まで、中学校・高等学校・中等教育学校では夕方19時までとしました。さらにお盆期間中等に学校閉庁日、年休取得促進日というものを設定し、その日はいわゆる日番を置かず緊急の連絡は教育委員会で受けるようにしています。時間外の電話対応につきましては、後ほどご説明いたします。

左から2番目の折り込みに書いてありますが、学校支援のための取り組みを進めています。その中のスクールロイヤー制度についてです。価値観が多様化、複雑化する中で、学校が抱える難しいトラブルや問題について、弁護士であるスクールロイヤーが法的知見からアドバイスや相談を行うスクールロイヤー制度を導入しました。学校現場からはよりよい解決につながるるとともに、教職員の精神的な負担の軽減にもつながっているという評価をいただいています。

次に、適正な部活動のための取り組みです。部活動には大きな教育的意義がありますが、過度の部活動が成長期にある生徒に大きな負担になったり、指導する教職員の時間外勤務の

大きな要因になったりもしています。平成 30 年に適切な休養日や練習時間等について定めた新潟市立中学校部活動指導のガイドラインを策定し、これに基づいた部活動の徹底を図っているところです。

最後の、学校への取り組みについては、後ほど、ご覧ください。

次に報告資料 2「市立学校園の勤務時間外の電話対応について」をご覧ください。

これまで学校は、勤務時間外であっても、教職員が残っていればどんな時間帯でも電話対応をしてまいりました。一部の保護者かもしれませんが、平日の夜遅くに学校に電話したり、休日や夜間に担任の自宅の電話や携帯電話に苦情であるとか、ちょっとした質問などをお寄せになるケースが少なからずありました。電話をされた方にとっては一刻も早く伝えたい、聞きたい重要な内容かもしれませんが、しかし客観的に考えれば、さほど緊急を要しない内容もありました。翌日以降でも十分間に合う状況であったということです。学校園の教職員にとって、授業や部活動が終了してから退勤するまでの時間は、その日の記録の整理や翌日の授業の準備、行事への計画等に係る業務を行う貴重な時間です。休日や夜間は休養し、明日への英気を養うプライベートな大切な時間です。そこで、子どもたちによりよい教育を行うための移管を確保するとともに、教職員が適正な勤務時間への意識をより一層高めることを目的に、学校園が外部からの電話に対応する時間帯を市内全体で統一することにしました。具体的には、2 の(1)から(5)に書いてあります。朝は 7 時 45 分からです。ただし、この時間に必ず誰かいないということではなく、教職員が勤務していた場合は、この時間から欠席連絡等を受けつけるということです。平日の夕方は、幼稚園、小学校、特別支援学校は、適正な退勤時刻が 6 時半としてありますので、その 30 分前の午後 6 時までとします。中学校、中等教育学校、高等学校は、午後 7 時とします。小学校と同じルールを適用すれば 6 時半ということになるのですが、中学校は部活動があるので、大体、6 時半ころ、生徒が完全に下校するということなので、その 30 分後に設定しています。(3)、(4)、(5)につきましては、お読みいただきたいと思います。

子どもの安全に係る事件や事故等の緊急連絡については、警察が、学校と情報共有が必要と判断した場合は、これまでどおり学校に連絡が入ることになっています。また、休日や夜間の救急搬送事案については、市危機対策課から学校支援課の携帯電話に連絡が入ることになっていますので、学校園に連絡をすることが可能です。以上を 4 月、5 月は PTA 総会や自治会の集まり等を利用して、学校長から丁寧に説明をしたり、おたよりを発行したりして趣旨を説明していきます。学校の規模や PTA の取り組み等によって十分に周知でき、早めに理解を得られたならば、実施の時期を早めることもあります。基本的には 4 月、5 月に周知をした後、6 月から全面実施としたいと考えています。私ども教育委員会も本日のような場

をお借りして、説明したいと考えています。

なお、地域教育コーディネーターが地域連携業務のために公用携帯電話をお持ちだそうです。これまでごく少数ですが、地域内で起こった交通事故などについて、学校ではなく、コーディネーターの公用電話に電話をされる保護者や地域の方が少なからずいたということです。この電話はあくまで地域連携業務限定で使用するよう学校を通じておたよりを出すように、地域教育推進課からも学校に通知しましたので、ご理解をお願いします。この取り組みにより、教職員の負担が少しでも減り、子どもの教育活動のために使う時間が増え、新潟市の子どもたちの教育活動がより充実したものになることを願っています。この取り組みが徹底できるよう、自治協議会の皆様からご理解をいただくとともに、皆様にも話題にしていれば幸いです。

#### **松田会長**

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

#### **赤間委員**

先生方の例を挙げて悪いかもしれませんが事実ですので言うのですが、昨年、濁川中学校の教頭先生が1年間不在であった。いろいろなことがあるのだろうと私らは何も言わずに、まだかなと思っていました。とうとうこの4月まで不在で、この4月から新しい教頭に変われました。そちらはそちらで大事にするのはいいと思いますが、1年間も空席にして、それでこういう説明をされると、何か矛盾しているなという感じです。これは今、私は言いたくないのですが、自治協議会やうんぬんということ言葉をにしたからあえて言うのです。学校も校長先生も困るだろうと我々は口を出さないようにしてきた。ただ子どもたちが犠牲になっているのだろうなど。地域と学校が一体になれると言っても、例年と違って案内文は来ないときもある。教頭先生がいれば、地域でのいろいろなことがうまくいっていた。ところが子どもの発表会などの連絡ができなかったとか、忘れていましたとか、そのようなことがあるのです。この説明には賛成です。働く人が健康であって、そして余計な電話など受けつけなければいいと思います。しかし一方でそういうことを1年間も放置しているのはどうなのか。1年間教頭先生のいない学校などというのは不自然極まりないので、少し教育委員会で考えてもらいたい。

#### **学校支援課課長補佐**

ありがとうございました。地域との連携の要である教頭が1年間不在であったということ



は、地域の皆さんにとってご無理を申し上げ、ご迷惑をおかけしたこととおわび申し上げます。1年間不在であった理由につきましては、管轄が学校人事課となっておりますので、私も承知しかねる部分もあるのですけれども、ご迷惑をおかけしたということは間違いのない事実でございますので、謹んでおわび申し上げます。この点につきまして、このようなご意見をいただいたということを担当課に報告をし、今後、このようなことがないようにしたいと思っております。

### 本間（久）委員

電話対応がメインだと思うのですけれども、例えばメールだとか、SNSを使った形での対応というのは、今やっているのか、過去にやったことがあるのか、やるつもりがあるのか考えてはいるのかでお聞きしたいと思います。メールであれば、例えば、いなくてもある程度、確認はできるだろうし、校長であれば常に確認はできると思います。これだと、特に緊急時の場合、例えば警察には相談できないため学校側に問い合わせをしたい場合、何もできないわけです。だから、そういうところを考えたときに、メールだとか、わざわざ公表せず保護者だけが分かる形にしておいてもらえばいいので、メールをやっている学校などは、そういうものを利用する手もあると思うのです。

### 学校支援課課長補佐

ありがとうございます。今回は電話に限定して対応を考えてきましたが、今ほどご意見をいただいたように、今はメールの時代ですので、SNSを利用したより現実的な対応というものも、今後検討してまいりたいと思います。貴重なご意見をありがとうございます。

### 五十嵐委員

例えば、教育委員会のほうで7時以降、留守番電話のアナウンスが流れるようなことは考えていないのでしょうか。というのは、夏休みとか、今回、令和の10連休は間に合わないと思うのですけれども、夏休みとか、連休など、何かあるときは、親御さんも慌てているものだから、普段周知されていても、必ずそのとおりにはいかないと思うのです。もし西区の事件のようなことが起きた場合、どこに電話したらいいのか。警察か、消防署なのか、そういうこともあるので、留守番電話をしてもいいと思うのですけれども、メッセージを流してこういう場合はここへ、これについてはここへとか、そういう対応があってもいいのではないかと思います。その辺についてお考えはあるのでしょうか。

### 学校支援課課長補佐

時間外の電話応対について考えるのにいろいろな段階を経てきたのですが、はじめは学校に1台ずつ公用の携帯電話をといるところから、スタートしました。しかし、それはその電話を持つ人が大変な精神的負担になるということや、経費がものすごくかかるということから頓挫いたしました。

次に、教育委員会のほうで1台ずつ公用電話を持って、そこに掛けてもらう案もありましたが、やはりいざというときに保護者が教育委員会の番号は何番だったかと調べる時間もないでしょうから、警察や消防に掛けたものがこちらに入ってくるというルートを確認することにいたしました。

学校の電話に留守電機能をつけるとか、応答メッセージという案もありまして、それも模索しました。これは学務課が担当ですが、他の政令市の留守電や応答メッセージ付の電話の状況も確認したところ、数千万円規模のお金が必要ということです。今後、学務課のほうでは電話機を何年かに1回ずつ交換する時期があるそうですが、その交換のタイミングで留守電や応答メッセージ付の電話に切り替えていきますが、市内全学校に行きわたるのには数年かかるということなのです。市内一律に導入する予算はないという状況であります。お話しいただいたように、応答メッセージ付の電話があれば、いろいろな面で便利だなとは我々も思っているところです。

### 神田（恭）委員

お尋ねしたいのですが、学校区の住民の事業で、校区の住民と子どもと先生方と日曜日に事業をやると、なぜ先生方が出てくれないのだろうと。代休はないのだろうかという話を校長先生にすると、代休は無理だと。管理職だけで参加するわけです。その辺、教職員は日曜日に事業をやった場合は、代休は取れるのでしょうか、取れないのでしょうか。

### 学校支援課課長補佐

現実問題としては、代休は現在、取れない状況ですので、地域の事業等に参加した場合は、いわゆるボランティアといいますか、自分で希望して参加するという形になっています。私など若いころは、地域の運動会やいろいろな事業に参加して、その中で地域の皆さんとつながり、いい経験をさせていただいたと考えているのですけれども、時代がだいぶ変わってきて、日曜日に出てこいということがなかなか難しい状況になっているのが事実です。

### 神田（恭）委員

そういう関係で管理職だけが出て、一般の教職員は参加しないという形で考えていいのですか。

### 学校支援課課長補佐

考えていいとここで言い切ってしまうことは難しいのですが、結局は自分の意思で参加するということは、勤務として出るというわけにはいかないという状況です。

### 松田会長

ほかにありますか。ないようでありますので、この件については終了させていただきます。

次はその他になりますけれども、何かありますでしょうか。事務局からは以上でよろしいですか。委員の皆さんから何かございますか。

ないようですので、以上で予定された議題及び連絡をこれで終了させていただきます。